

承 諾 書

前橋市長（以下「甲」という。）からの委嘱に基づき、 _____
（以下「乙」という。）は、以下の条項に規定された事項を遵守し、交通指導用務（以下「指導用務」という。）の遂行に当たることを承諾します。

（委嘱用務）

第 1 条 甲が乙に委嘱する指導用務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童等の登下校時における保護及び誘導
- (2) 小中学校における交通安全教室の実施支援
- (3) 小中学校における運動会、持久走大会等行事への出動
- (4) 小学校 P T A 会員等による誘導方法についての旗振り指導
- (5) 各季の交通安全運動における出動
- (6) 指導用務に係る会議、研修会、表彰式及び初点検等への参加
- (7) その他、市長が認める歩行者及び自転車利用者の保護・誘導のための出動

2 前項に規定する指導用務の委嘱について、前橋市交通指導用務の委嘱に関する要綱（以下「委嘱要綱」という。）に定める。

（責務）

第 2 条 乙は、指導用務の委嘱を受けるにあたり、次に掲げることを責務として行動すること。

- (1) 常に警察機関、交通安全推進機関、団体等との密接な連携の下に、交通の安全の保持のために必要な指導用務及び交通安全思想の普及に努めるものとする。
- (2) 常に交通法令を研究し、指導用務の能力向上と他の模範となるよう努めること。
- (3) 常に交通法令を遵守するとともに、市民の信頼と協力を得るよう努めること。
- (4) 街頭での指導用務は、歩行者及び自転車利用者の保護・誘導を主な役割として実施すること。また、交通安全上必要と認められる事項について報告すること。
- (5) 委嘱された指導用務を実施するうえで知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。委嘱を解かれた後も同様とする。

（用務日誌）

第 3 条 乙は、用務日誌（委嘱要綱 様式第 5 号）に必要な事項を記入し、当月分を翌月 5 日までに交通政策課へ提出しなければならない。

(指導用務の出動)

第4条 乙は、委嘱要綱で委嘱された指導用務に出動するときは、事前に出動を希望する者と密に連絡調整を図ること。

2 乙は、第1条第1項第7号の指導用務に出動するときは、事前に甲へ必要書類を提出し許可を得ること。

3 委嘱要綱で委嘱された指導用務の出動について、前橋市交通指導用務の出動に関する要綱に定める。

(制服等の貸与)

第5条 甲は、乙が委嘱要綱で委嘱された指導用務を実施するために必要な制服及び装備品(以下「貸与品」という。)を、乙に貸与する。

2 乙は、委嘱要綱で委嘱された指導用務を実施するときは、原則として貸与品を着用しなければならない。

3 乙は、甲の委嘱を解かれたときは、速やかに貸与品を返納しなければならない。

4 甲が乙に貸与する貸与品について、前橋市交通指導用務の貸与品に関する要綱に定める。

(貸与品着用上の心得)

第6条 乙は、貸与品を着用するにあたり、次に掲げることに留意しなければならない。

(1) 定められた服装を着用し、携帯品を携行すること。

(2) 服装及び姿勢を端正にし、粗野な言動を慎むとともに、交通指導員としての品位の保持に努めること。また、飲酒時において貸与品を着用しないこと。

(3) 付近に警察官がいるときは、緊密な連携を保ちつつその指示に従うこと。

(4) 警察官の職権行使と紛らわしい行為をしないこと。

(5) 保護・誘導は親切丁寧を旨とし、曖昧な手信号、合図及び不適切な誘導により歩行者に被害が及ばないように細心の注意を払うこと。

(6) 自らの受傷事故防止に努め、特に車両に対して歩行者を保護・誘導する際には、できる限り歩行者及び自身の安全な場所を確保して行うこと。

(7) 交通事故の発生を知ったときは、直ちに被害者の救護、警察署への通報等を行うとともに、付近の歩行者の安全確保に努めること。

(貸与品管理上の注意)

第7条 乙は、責任をもって貸与品を管理し、売却、転貸、譲渡若しくは質入れ等の用に供し、又は改装してはならない。

- 2 貸与品の補修及び手入に必要な費用は、乙の負担とする。
- 3 乙が、貸与期間の満了しない貸与品をき損し、又は亡失したときは、代品を貸与する。この場合において、当該貸与品のき損又は亡失が乙の故意又は重大な過失によるときは、乙は、甲の定める当該貸与品の代価相当額を賠償しなければならない。

(事故発生時における報告)

第8条 乙は、この承諾書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、乙がこの承諾書に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

(あて先) 甲 前橋市長

年 月 日

乙 住所 前橋市

氏名